

犯罪者の社会復帰における余暇支援

我 藤 論

- 1 はじめに
- 2 再犯防止政策の展開
- 3 初犯者と再犯者をめぐる動向
 - (1) 初犯者と再犯者の動向
 - (2) 検挙人員と新受刑者の犯行時の職業の有無
 - (3) 犯罪の離脱要因としての余暇の重要性
- 4 犯罪と余暇活動
 - (1) 少年非行と余暇活動
 - (2) 犯罪と余暇活動
- 5 犯罪者の社会復帰における余暇支援
 - (1) 刑務所における余暇教育
 - (2) 出所後の余暇活動サービスを提供する側の課題
 - (3) 社会復帰における余暇支援の事例
- 6 まとめ

1 はじめに

日本における刑事政策は、2012年に犯罪対策閣僚会議で決定した「再犯防止に向けた総合対策」以降、再犯防止を中心とした政策が打ち出され、特に出所後の就労と住居の確保が重要視されるようになった。その結果、2021年には2年再入率が目標数値としていた16%を切ることができるなど成果を上げている。しかし、刑法犯の認知件数及び刑務所への入所者は大きく減少しているものの、依然として再犯者及び再入者の割合は高いままである。新受刑者のうち犯行時に無職であった者は、有職者と比べると、

その人員は多い。しかし、検挙人員においては、犯行時の有職者と無職者を比べると、有職者のほうが多い。つまり、就労支援と居住確保だけでは出所者が社会に戻り再犯に至らずに生活が続けることが困難である可能性がある。

そこで、本稿では出所者が犯罪と関係のない基本的な社会生活を送る上で必要不可欠な就労や住居確保への支援に付け加えて、余暇支援の必要性を検討する。第一に、検挙人員と新入受刑者における犯行時の職業の有無に関する動向及び法務総合研究所（2019）による「再犯防止対策などに関する研究」を概観し、出所者が再犯に至らずに社会生活を営むためには就労支援だけでは十分ではなく、余暇支援が必要であることを示す。第二に、犯罪と余暇活動の関係を概観する。犯罪と余暇活動の関係は、犯罪を促進するあるいは抑制する余暇活動については多くの研究が蓄積されており、再犯に関連する要因としての余暇活動に関する研究をみる。第三に、刑務所における余暇教育、地域社会における余暇支援について検討する。

2 再犯防止政策の展開

2012年7月に犯罪対策閣僚会議で決定した「再犯防止に向けた総合対策」、2016年12月に公布・施行された「再犯の防止などの推進に関する法律」、2017年12月に閣議決定した「再犯防止推進計画」と次々に再犯防止に関する政策が打ち出されることとなる。そのいずれにも、近年の犯罪者政策の方向性、いわゆる「居場所」と「出番」を再犯防止のキーワードとして示したものとなっている。例えば、「再犯防止にむけた総合対策」では、「これらの者（刑務所出所者等：筆者付記）に対する支援は、『犯罪者を生まない社会の構築』の実現のための重要な柱の一つとされ、特に、社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等が社会における「居場所」や「出番」、すなわち帰住先・就労先を見付けることや、薬物依存、高齢、障害等と（龍法 '24）56-4, 250（958）

いった特定の問題を克服するための支援を行うことが急務と認識されてきた。」と述べられている（犯罪対策閣僚会議 2012：1）。

2017年に策定した「再犯防止推進計画」のもと、矯正施設在所中の就職内定者の増加や実際に出所者を雇用している協力雇用主の増加などの就労の確保、帰るべき場所のない刑務所出所者人員の減少などの住居の確保、刑事施設・保護観察所が行う性犯罪者処遇プログラムの再犯抑止効果が確認できたことなど多くの成果が上がった。そして、「再犯防止に向けた総合対策」において設定された「過去5年における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準とし、これを平成33年までに20%以上減少させることを目標とする。」（犯罪対策閣僚会議 2012：16）という数値目標を2021年の2年以内再入率（15.6%）において達成している。

「再犯防止推進計画」の取り組み状況や成果を検証するために、「再犯防止推進計画等検討会」が開催され、今後の課題について、個々の出所者が抱える課題に応じた指導・支援の充実、出所者などの支援へのアクセシビリティの向上、訪問支援等のアウトリーチ型支援の実施などの課題が確認された。そして、「再犯防止推進計画等検討会」は、第二次再犯防止推進計画に向けた基本的な方向性として、出所者等の主体性を尊重した“息の長い”支援の実現、相談拠点及び地域の支援連携拠点の構築、官民の連携強化の3つを示した。2023年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定された。5つの基本方針及び7つの重点課題については、第一次再犯防止推進計画を基本的に踏襲している⁽¹⁾。

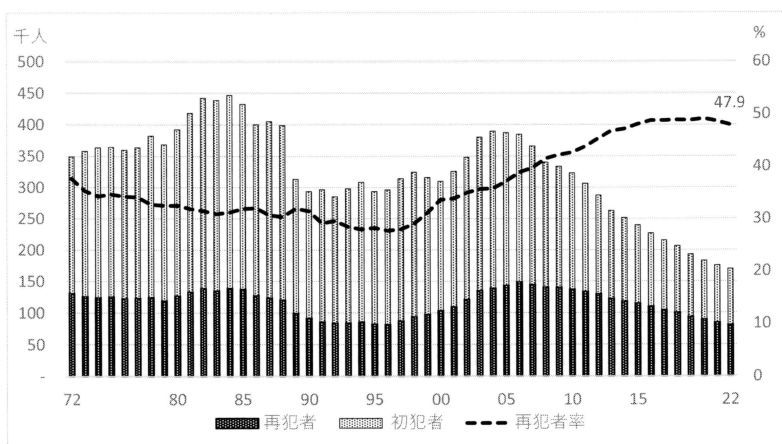
これらの政策は、住居や就労先を確保できずに再び刑務所に戻ってきってしまう、つまり再犯に至ってしまう出所者が置かれている支援システムや環境を整えることで、出所者が円滑に社会の一員として復帰できるようにし、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すものとなっている。

出所者が犯罪と関わりのない生活を作り上げていく上で、その基盤とな

る住居と就労とは重要である。しかし、「住居を確保すること＝居場所」、「就労先を確保すること＝出番」という図式で、再犯を防止することはできないのではないだろうか。

3 初犯者と再犯者をめぐる動向

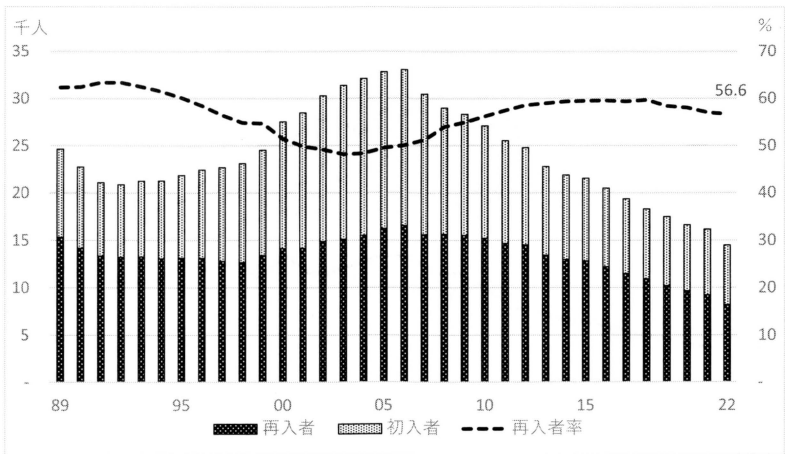
(1) 初犯者と再犯者の動向



出典：犯罪白書より筆者作成。

図1 刑法犯 検挙人員中の初犯者と再犯者及び再犯者率の推移

図1は、刑法犯により検挙された者について、初犯者と再犯者⁽²⁾の人員及び再犯者率の推移を示したものである。再犯者はおおよそ10万人前後で推移し、近年では2006年をピークに漸減し、2022年は2006年と比べると約45%減少している。それに対して、初犯者のピークは1984年であり、2022年は1984年と比べると約70%減少している。なお、第1次再犯防止計画以降では、2018年を基準にすると、2022年で再犯者は約20%減少しており、初犯者の減少率は約16.4%で再犯者の減少率のほうが上回っている。ただし、再犯者人員は減少しているものの、依然として初犯者の人員より



出典：令和5年版犯罪白書より筆者作成。

図2 新受刑者中の初入者と再入者及び再入者率の推移

も多く、再犯者率が高い状態が続いている。

図2は、新受刑者人員中の初入者人員、再入者人員及び再入者率の推移を示したものである。1989年以降では、再入者はおおよそ15,000人前後で推移し、近年では2008年をピークに漸減し、2022年は2008年と比べると約48%減少し8,180人である。それに対して、初入者のピークは2004年であり、2022年は2004年と比べるとまでに約63%減少し6,280人である。なお、第1次再犯防止計画以降では、2018年を基準にすると、2022年で初入者人員の減少率は約15%で、再入者人員の減少率は約25%と初犯者より上回っている。ただし、再犯者率の場合と同じく、再入者人員は減少しているものの、初入者人員の減少に影響を受けて、依然として再入者率が高い状態が続いている。

図3は年齢層別の出所受刑者の2年以内再入者人員の推移である。近年、65歳以上の再入者人員の増加傾向は止まったものの高い水準での横ばい状態が続いているが、それ以外の年齢層では減少傾向にある。ただし、40歳代と50歳代は減少傾向にあるが、依然と再入者が多い年齢層となっている。

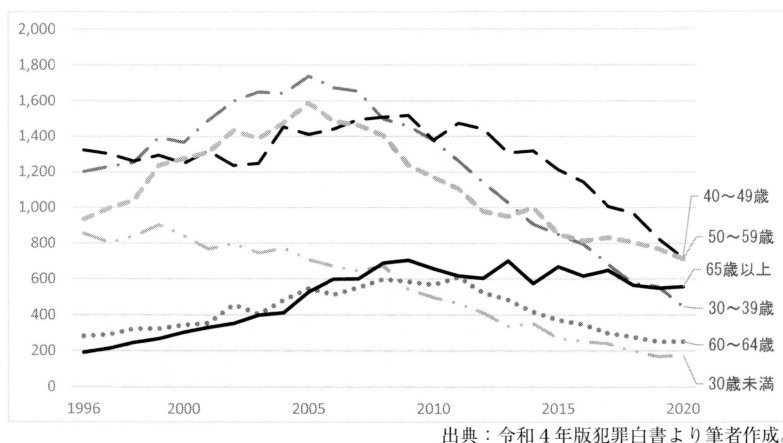


図3 年齢層別 出所受刑者の2年以内再入者人員の推移

なお、年齢層ごとの2年再入率では、最も高いのが65歳以上で、その次に60歳代前半と年齢層が高いほど再入率が高くなっている。

検挙人員における再犯者及び新受刑者の再入者は減少しているものの、初犯者あるいは初入者の人員も減少しており、それぞれの人員に占める割合は再犯者と再入者のほうが高くなっている。年齢層別にみた2年以内再入者は、再入率でみると高齢の方が高いが、人員では40歳代と50歳代が多くなっている。

(2) 検挙人員と新受刑者の犯行時の職業の有無

図4は、新受刑者における犯行時の有職者と無職者⁽³⁾の割合の動向を示したものである。近年、有職者は約30～40%で、無職者は約70%で推移している。このように受刑者に無職者が多いということから、出所後の社会生活の基盤を確立して充実した生活を営むことができるように出所者に対する就労支援を充実させるということは当然の帰結である。しかし、出所者は仕事を有するだけで犯罪に至らないのであろうか。

図5は、検挙人員における犯行時の有職者と無職者⁽⁴⁾の割合の動向を

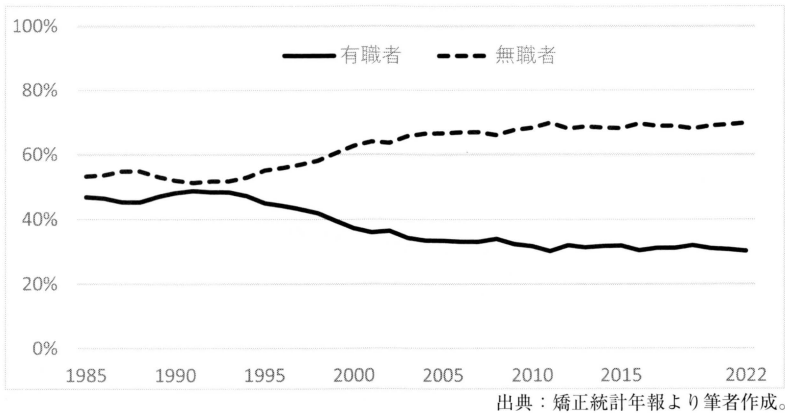


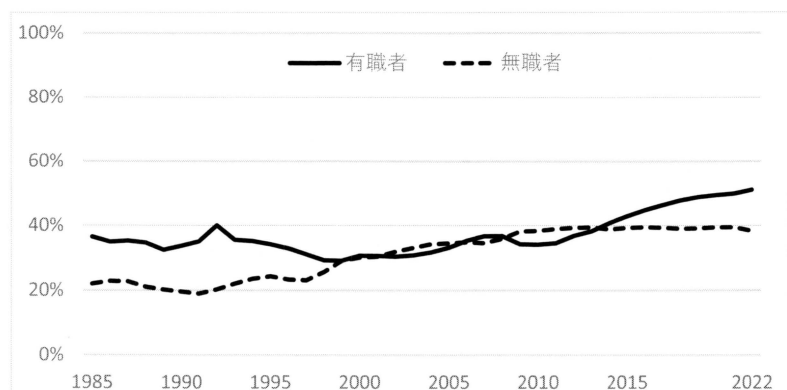
図4 新受刑者の犯行時の職業の有無の動向

示したものである。新受刑者の動向とは異なり、1999年から2014年の間は無職者のほうが若干多いが、その間以外では有職者のほうが多くなっている。検挙人員と新受刑者の犯行時の職業の有無の動向が異なるのは次のような理由からである。それは、検挙人員の大半が財産犯であること、初犯であれば示談などの被害弁償が成立することで起訴猶予の割合が高くなり実刑判決になりにくいことによって、犯行時に無職であった受刑者が多くなっているのである⁽⁵⁾。

刑務所入所段階では無職者の方が多くなるものの、検挙段階ではその差はほとんどなく、近年では有職者の方が多い傾向にある。つまり、犯罪に至るかどうかなという観点からみると、ただ就労していることだけでは再犯に至ることを十分に防ぐことができない可能性がある。

(3) 犯罪の離脱要因としての余暇の重要性

法務総合研究所（2019）は2016年に実施した「再犯に関する受刑者の意識調査」において、犯罪の離脱やその要因等に関する受刑者自身の受け止め方を分析している。この調査の対象者は896人であり、男性730人、女性



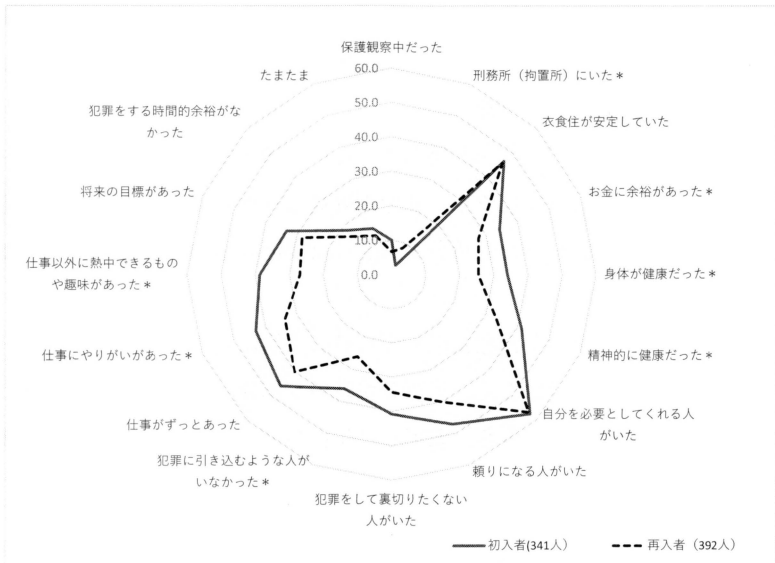
出典：警察庁「年間の犯罪」より筆者作成。

図5 検挙人員の犯行時の職業の有無の動向

166人で、入所度数1度の者（初入者）は452人（50.4%）、再入者が444人（49.6%）であった。初入者と再入者の教育程度をみると、初入者では「高校卒業」及び「大学（在学・中退・卒業）」の者の割合が高く、再入者では「中学卒業」の者の割合が高かった。

この調査では、犯罪からの離脱に関する主観的な認識を尋ねており、次のような結果が示されている。まず、離脱期間中⁽⁶⁾に犯罪と関わりなく生活できた理由を尋ねて、初入者と再入者を比較している（図6参照）。

その結果、「衣食住が安定していた」は初入者と再入者ともに多く選択しており、統計的に有意な差は認められなかった。その一方で、「お金に余裕があった」、「身体が健康だった」、「精神的に健康だった」については、初入者の方が統計的に有意に多く選択していた。また、「仕事がずっとあった」については、初入者と再入者間で統計的な差はなかったが、「仕事にやりがいがあった」、「仕事以外に熱中できるものや趣味があった」は初入者の方が統計的に有意に多く選んでいた。さらに、選択した離脱理由の中で、最も影響が大きかった1つを選択するように求めた結果、再入者は、初入者と比べて、「熱中できるもの・将来の目標あり」の割合が統計的に



出典：法務総合研究所『研究部報告59 再犯防止対策等に関する研究』より筆者作成。
注：各項目の*は、有意確率が5%未満であることを示す。

図6 初入者・再入者別 犯罪と関わりなく生活できた理由

有意に低かった。つまり、再入者は衣食住が安定していたとする者は初入者と変わらないが、金銭的な余裕があった者や心身ともに健康だった者は少なく、仕事の有無については初入者と変わらないが、その仕事にやりがいを感じていた者は少なく、趣味などを持っていた者も少なかった。

次に、初入者と再入者と同様に、再入者のうち犯罪からの離脱期間が10年以上の者と2年未満の者の2群を抽出し、離脱期間の長短と離脱理由との関係を検討している。その結果、「衣食住が安定していた」、「自分を必要としてくれる人がいた」等は2群ともに多く選択しており、統計的な差がなかった。しかし、「犯罪に引き込むような人がいなかった」、「仕事がずっとあった」、「仕事以外に熱中できるものや趣味があった」の3項目では、離脱期間10年以上の群が統計的に有意に多く選択していた。つまり、離脱期間10年以上の者は、「反社会的な交友関係がなかったこと」、「就労

を継続していたこと」、「熱中できるものや趣味があった」等といった、就労を継続しながら日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたことが特徴的であった。

以上の調査結果から、犯罪と関わりのない生活を送るために、衣食住や就労していることだけではなく、就労を継続しながら熱中できるものや趣味を持つといった彩られた生活をするような要因が重要となることが示唆される。

したがって、出所者が再犯に至らずに社会生活に戻るためには、就労への支援だけでは十分ではなく、出所者が就労を継続しながら、仕事以外の熱中できるものや趣味をもち、充実した生活を営むことができるように支援する必要がある。

4 犯罪と余暇活動

犯罪行動と関わらない生活を営む上で、仕事以外に熱中できることや趣味を持つことが重要である（法務総合研究所 2019）。具体的には、学校や仕事が終わった後や休日のような、学校や仕事がない時間をどのように過ごすのか、つまりどのような余暇を過ごすのが重要となる。以下では、犯罪・非行と余暇活動の関係を概観する。

（1）少年非行と余暇活動

余暇活動と非行の関係は古くから議論されている。Hirschi（1969＝2010：179-214）は、社会的ボンド理論の投資（commitment）及び巻き込み（involvement）の観点から、日常の活動への参加と非行の関連を検討している。Agnew & Petersen（1989）によれば、大人によってある程度監視され組織化された余暇活動（課外活動や宿題等の組織的な学校活動等）、受動的娯楽（音楽を聴いたり、テレビを見たり、読書をしたりする（龍法 '24）56-4, 258（966）

こと等)、非競争的スポーツ(自転車、水泳、ジョギング等)に多く時間を費やしている少年は非行をしない傾向にあった。一方で、大人の監視のない仲間中心の社会活動、仲間との余暇活動、あるいは親といっしょに少年が好きではない活動に多くの時間を費やしている少年は非行に携わる傾向にあった。また、Osgood et al. (1996) は、日常活動理論の観点から非行と余暇活動を分析し、大人によって監視されていない活動、例えば、車を乗り回したりパーティに参加したり夜に外出したりすることが犯罪行動に影響することを示している。また、Steketee (2012) によれば、頻繁に夜間に出歩くことや公共の場で大人数の友人と頻繁にたむろすること等の友人中心のライフスタイルは、家で家族と過ごす時間が長い等の家族中心のライフスタイルと比べて、非行との関連性が高いという。Martins et al. (2021) は、非行経験と放課後の時間の使い方を検証しており、勉強やスポーツなどのより複数の構造化された活動に従事している少年は、そうではない少年より、問題行動に関与していない可能性が高いことを指摘している。

このように少年非行と余暇活動の関係では、課外活動などのように大人がある程度監視しているような活動や、宿題をすること等の学校と関連のある活動に参加していることによって非行に至らないような生活を送ることができる。その一方で、街中をぶらぶらしたり夜に外出したりする等の大人が関わっておらず、仲間との時間が中心となるような活動が多くなると非行に結び付いてしまうのである。

(2) 犯罪と余暇活動

出所者がどのような余暇を過ごすのかということは再犯に至るかどうかに影響を及ぼしている。Zamble & Quinsey (1997) は、新たな犯罪をおこない刑務所に戻った男性受刑者に対して、再犯に至る過程の再入者が抱えていた問題や思考、そして行動に関してインタビュー調査等を行ってい

る。そして、出所して再犯に至らずに地域社会の中で生活を送る元出所者との比較を行ったところ、再犯に至っていない元出所者は家族と過ごす、趣味、テレビ鑑賞、仕事などの健康的な生活に多くの時間を費やしているのに対し、再犯者は音楽を聴いたり、友人とぶらぶらすることに多くの時間を費やしていることを明らかにした。また、再犯者は再犯に至っていない元出所者より退屈であると考えており、社会的に孤立している傾向があった。さらに、再入者は職につけていなかったにもかかわらず、そのことを自身が抱える問題としては挙げず、個人的な葛藤、薬物依存による合併症や困窮していることを問題として自発的に報告した。

このような余暇活動と犯罪の関係については、Bonta & Andrews (2017=2018: 56-61) が、メタアナリシスによって見出した犯罪行動に影響を及ぼすリスク・ニーズ要因で示している。具体的には、「犯罪歴」、「犯罪指向的態度」、「犯罪指向的交友」、「反社会的パーソナリティ・パターン」、「家族・夫婦」、「学校・仕事」、「物質乱用」と並び、「レジャー・レクリエーション」を挙げており、これらの要因のすべてが犯罪行動をとる決断に影響を及ぼしているとする。「レジャー・レクリエーション」要因の指標は、向社会的なレジャーやレクリエーション活動に取り組んでいないこと、また取り組んでいても満足感が低いことである。そのため、このリスク・ニーズ要因への介入目標は、向社会的な娯楽活動への参加を支援すること、向社会的な趣味やスポーツを教えることとなる (Bonta & Andrews, 2017=2018: 230)。リスク・ニーズ要因のアセスメントツールである処遇レベル質問紙に関するレビューにおいて、レジャー・レクリエーションは中程度のリスク・ニーズ要因であることが示されている (Olver et al. 2014)。

したがって、向社会的な余暇活動に携わり、その活動に満足していることが犯罪に至ることを防止する。少年においては、友人を中心とした生活スタイルではなく、家族を中心とした生活スタイルで、大人がある程度監視している活動に多く従事することが非行を予防するうえで重要である。

成人においては、向社会的な娯楽活動やスポーツ活動に関わることが重要であることが示された。

5 犯罪者の社会復帰における余暇支援

(1) 刑務所における余暇教育

近年、出所者の社会復帰にむけて、出所後から社会生活に移行する段階においてストレス解消や良好な人間関係を構築するために余暇時間を活用する能力に焦点を当てたプログラムが開発されており (McMay, D., & Cotronea, M. 2015)、刑務所において余暇教育が実施されている。

Link & Williams (2017) によれば、出所を間近に控えた受刑者を対象にした調査において、責任感、価値観、ライフスタイル、仕事への態度、社会的スキルといった社会復帰に向けた進捗状況は、どのような余暇活動に参加するかを自身で選択しているかどうかと余暇に対する内発的動機付けが関連しているという。刑務所における余暇教育は、単に余暇への参加に限定されるものではなく、余暇における選択とコントロールについて考える枠組みを提供することができ、犯罪者が自分の行動に対する自律性と責任感を高めるのに役立つ可能性がある (Link & Williams 2017)。具体的には、余暇の計画、意思決定と問題解決、社会的スキル、協力とチームワーク、競争的状况での自制心など、多くの犯罪者に欠けている特定のスキルと自信の育成を支援することで、犯罪者と犯罪者が復帰する地域社会を助けることができる。さらに、犯罪者が「暇つぶし」ではなく、社会的に受け入れられ、意義のある余暇を選択し、その結果、彼らのニーズと興味を特定し追求する能力を満足させるのに役立つという。つまり、受刑者がどのように余暇を過ごすのかを考えて、それを実行することによって、社会復帰後に犯罪と関わらない向社会的な生活を維持する能力を向上させて、再犯率の低下に寄与する可能性がある。

（２）出所後の余暇活動サービスを提供する側の課題

出所者への地域社会での余暇活動を提供する際、サービス提供者への研修が重要となる。これは、提供者は出所者が持ちうる犯罪指向的な思考や態度等を理解することで出所者に対して向社会的な思考や態度で関わりをもつことができるようになるからである（Bonta & Andrews, 2017=2018 : 167-169）。Wormith（1984）は、このような研修を受けた者が出所者を向社会的な態度で支援することによって、出所者が犯罪指向的な態度をとることが少なくなり、重大な再犯に至らなくなると指摘している。

ただし、これらのサービスを提供する際には次のような課題もある。その課題を考慮したうえで、プログラムを実施する必要がある。地域社会における余暇活動のサービスの提供には、効果的な社会復帰を阻むかのように出所者にさらなるスティグマを与えるような構造が埋め込まれている可能性があることが指摘されている。Yuen et al.（2012）は、女性受刑者へのインタビュー調査を行い、余暇が、幸福な生活を構築する際に中心的な役割を果たす可能性がある一方で、その生活に悪影響を及ぼすこともあることを指摘している。多くの調査対象者が、トラウマ、虐待、依存症等の課題や、貧困をはじめとした複雑な環境で生育歴等を抱えており、それが彼女たちの余暇に対する理解や認識に影響を及ぼし、余暇はポジティブなものではなく、むしろ混乱やコントロールの喪失の文脈として捉えられていた。また、調査対象者たちは、刑務所にいる間、刑務所のスタッフやボランティア、受刑者仲間で構成される支援システムによって、新しい習慣を身につけ、余暇の新しい意味を開発することができるようになる。しかし、そのような環境は刑務所の中で構築されるものであり、女性が出所すると、一般的には存在しなくなる。地域社会での余暇活動を提供するサービスに組み込まれた、人種差別、同性愛嫌悪や家父長制といった社会文化的構造は、出所する女性受刑者の余暇体験の機会を促進するのではなく、制限する傾向がある。よって、地域社会における余暇活動を提供する

際の焦点は、余暇活動の提供者が、女性の興味、才能を強調し、母親、娘、友人などの女性の人生の関係的側面を尊重し、他のメンバーとの関係構築を支援する必要がある。

したがって、出所者への余暇支援においては、出所者の更生と社会復帰に対する地域社会の支援が必要であるものの、個々の出所者に応じた余暇活動の提供が必要になる。その際に重要なこととして、Yuen et al. (2012) が示したように、刑務所内だけでプログラムや支援システムを完結させないことである。なぜならば、刑務所内で完結してしまっているのであれば、出所後にどのような余暇活動にアクセスするのかは、出所者自身が判断しなければならない。出所者は、社会に戻った直後、さまざまな制度を利用するために行政に申請に行ったり、また就労や住居をはじめ生活に必要な基本的なことを揃えたりと日々の生活を営むだけで精いっぱいであり、余暇をどのように過ごすのかまで考えが至らない可能性が高い。つまり、個々の出所者に応じた余暇活動の提供と、余暇活動やその場での人間関係への橋渡しが必要となる。

(3) 社会復帰における余暇支援の事例

個々の出所者への支援事例として、ノルウェー赤十字オスロ支部が展開するNettverk etter soningがあり、そのプログラムは示唆に富む⁽⁷⁾。Nettverk etter soningは2004年から始まり、刑務所から出所した元犯罪者が犯罪と関係のない新たなネットワークを構築できるよう支援し、社会的孤立、再犯を防ぐことを目的としている。Nettverk etter soningでは、出所者が新しい生活を送るためのプログラムを展開しており、それは、住宅、仕事、健康などを支援する公的なアフターケア・システムの一部ではなく、出所者が通常の社会生活に復帰できるように支援することに重点を置いた市民ボランティアによるプログラムである。

特に、「1対1のフォローアップ」は、Nettverk etter soningの最も重

要な活動である。出所者の多くは、社会と接する際に偏見にさらされることを恐れている。そのような彼らが社会との接触を困難なものと感じずに犯罪と関わりのない市民と人間関係を構築することは、社会復帰していくうえで非常に重要である。つまり、この「1対1フォローアップ」は、出所者と社会との交流を助けることを目的としている。この活動は、受刑者あるいは出所者が希望する活動について、市民ボランティアが彼らと1対1でその活動を行い、出所者が新しいネットワークを構築するプロセスをサポートするという考えのもとに展開している。市民ボランティアは25歳以上で犯罪歴のない者であり、自身の得意とするような活動などをNettverk etter soningに登録して、一定の研修を受けた後に活動に参加する。Nettverk etter soningは、出所者から希望やニーズを聞き取り、共通の興味や関心ごと、年齢等の基準に従ってマッチングし、市民ボランティアと出所者の話し合いの後、市民ボランティアと出所者のペアと活動内容を決定する。出所者によって、犯罪と関わりのない新しい環境を探し求めていることもあれば、ただ単に話し相手がほしいということもある。そして、市民ボランティアは出所者と直接会って、共通の関心ごとに取り組んだり、カフェで話をしたり、買い物をしたり、いっしょに料理をしたりする。その他の活動としては、無料の昼食会や夕食会、ボランティアが企画するアクティビティやグループ活動、サッカー、クライミング、ヨガトレーニングなどがある。また、出所者の借金の返済などの相談にも応じている。

利用する出所者とNettverk etter soning、そして市民ボランティアとの関係は長期間にわたることもある。利用する出所者の中には、さまざま施設や刑務所に何度も入所した経験を持つ者もいて、施設の外での生活に対処することができなくなっており、犯罪と関わりのない生活を確立していくまでにはさまざまな困難がある。そのような出所者にとって、誰かがそばにいて気にかけてくれることは、長期間にわたってモチベーションを維持するために極めて重要である。Nettverk etter soningと市民ボランティ

アは、公的な支援ネットワークとは別に、その役割の一端を担っている。

Nettverk etter soningの活動は、刑の執行の一部ではなく、出所者と市民ボランティアの双方の自発的な参加によって成り立っている。利用した出所者の再犯率などのデータは示されていないが、「1対1フォローアップ」をはじめとした活動は、利用した出所者から犯罪と関わりのない生活確立するうえで極めて重要であったという意見や報告が多く上がっている。つまり、個々の関心や興味に応じて、いっしょにコーヒーを飲みながら話したり、料理をしたりと、まったく普通のことを市民ボランティアと一緒にすることによって、出所者が良好な社会ネットワークを持つことにつながり、それが再犯を防ぐことになっている。

6 まとめ

本稿では、出所者が犯罪と関係のない社会生活確立の上で必要不可欠な就労や住居確保への支援に付け加えて、余暇支援の必要性を検討してきた。

刑務所への2年再入率は低下して目標数値を達成できたものの、検挙人員における再犯者及び新受刑者における再入者は依然として多く、再犯者率及び再入者率は高いままである。そして、新受刑者では無職者の割合が高く出所者への就労支援は重要であることを示唆するが、検挙人員では有職者と無職者の割合に大きな違いはなかった。また、法務総合研究所(2019)によれば、就労継続と仕事へのやりがい、犯罪指向のある者が周囲にいないことに加え、仕事以外に熱中できるものがあったことが犯罪からの離脱理由に挙げられていた。この結果は、再犯に関連する主要なリスク要因としてのレジャー・レクリエーションの研究結果と一致する。すなわち、向社会的な余暇活動に関わりその活動に満足感を得ていることによって、出所者が犯罪に至ることなく社会生活を営むことができる可能性を高

める。つまり、再犯を防止するという点からは就労支援だけでは十分ではなく、出所者が生活を充実させる余暇を得る支援が必要となる。

しかし、余暇支援を展開するうえで、既存の余暇活動の枠組みにあてはめるだけでは不十分である。活動の提供者には、犯罪あるいは犯罪者に関する行動特性やそれに対応する向社会的な支援態度といった基本的な情報やスキルを伝える研修が必要となる。また、個々の出所者の関心や興味に応じて支援内容を調整し、長期的な支援システムを構築する必要がある。

Williams (2006) が指摘するように、刑務所内での余暇教育や出所者が利用することができる余暇活動とその機会を多く提供することが重要である。しかし、犯罪者の社会復帰と余暇支援に関して、まだ十分な研究の蓄積がなく課題は多い。特に日本における研究や実践は少なく、出所者にどのような余暇に関するニーズがあるのか、実際にどのような余暇を過ごしているのか、またどのような余暇支援が必要なのかといった基本的な情報から明らかにする必要がある。犯罪者の社会復帰における余暇支援を確立することで、出所者が犯罪と関係の生活を営むことができ、その社会生活をより充実したものによって、再び犯罪に至ることをより防ぐことができるだろう。

参考文献

- Agnew, R., & Petersen, D. M., (1989). "Leisure and delinquency." *Social Problems*, 36 (4), 332-350.
- Bonta, J., & Andrews, D., A. (2017). *The Psychology of Criminal Conduct 6th edition.*, Routledge. (= 原田隆之訳『犯罪行動の心理学 [原著第6番]』[北大路書房, 2018年]。)
- 犯罪対策閣僚会議, 『再犯防止に向けた総合対策』(2012年)。
- Hirschi, T., (1969). *Causes of delinquency*. University of California Press. (= 森田洋司・清水新二監訳『非行の原因 一家庭・学校・社会へのつながりを求めて (新装版)』文化書房博文社, 1995年, 2010年 [新装版]。)
- 閣議決定, 『再犯防止計画について』(2017年)。
- 閣議決定, 『第二次再犯防止計画について』(2023年)。
- 法務省, 『令和5年版再犯防止推進白書』(2023年)。
- 法務総合研究所, 『平成11年版犯罪白書』(1999年)。

- 法務総合研究所, 『令和4年版犯罪白書』(2022年)。
- 法務総合研究所, 『研究部報告59 再犯防止対策等に関する研究』(2019年)
[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00103.html] (最終閲覧日: 2023年12月16日)。
- Link, A. J., & Williams, D. J. (2017). "Leisure functioning and offender rehabilitation: correlational exploration into factors affecting successful reentry." *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 61 (2), 150-170.
- McMay, D., & Cotronea, M. (2015). "Developing leisure time management program to aid successful transition to community: program template with recommendations for practitioners." *Prison Journal*, 95 (2), 264-284.
- Martins, P.C., Oliveira, V.H., Mendes, S.M. & Fernández-Pacheco, G. (2021). "After-school time use of urban adolescents: Effects on achievement, problem behaviors, and happiness.", *Journal of Leisure Research*, 52 (3), 286-306.
- Nettverk etter soning i Oslo, [<https://www.rodekors.no/lokalforeninger/oslo/aktiviteter/under-og-etter-fengselsopphold/etter-soning-i-oslo/>] (最終閲覧日: 2023年12月16日)。
- Osgood, W.D., Wilson, J.K., O'Malley, P.M., Bachman, J., D. & Johnson, L., D. (1996). "Routine Activities and Individual Deviant Behavior.", *American Sociological Review*, 5, 635-655.
- Olver, M. E., Stockdale, K. C., & Wormith, J. S. (2014). "Thirty years of research on the Level of Service Scales: A meta-analytic examination of predictive accuracy and sources of variability." *Psychological Assessment*, 26 (1), 156-176.
- Steketee, M. (2012). "The Lifestyles of Youth and Their Peers.", in J. Jungert-Tas et al., *The Many Faces of Youth Crime: Contrasting Theoretical Perspectives on Juvenile Delinquency across Countries and Cultures*, 237-255, Springer.
- Vista Analyse. (2014). "Nettverk etter soning: Hva kan samfunnet tjene på bedre ettervern? : Rasmussen, I., Myhrvold-Hanssen, T. & Haavardsholm, O.", Vista Analyse rapport nummer 2014/38, www.vistaManalyse.no (最終閲覧日: 2023年12月16日)。
- Williams, D. J. (2006). "Forensic leisure sciences: A new frontier for leisure scholars." *Leisure Sciences*, 28, 91-95.
- Wormith, J. S. (1984). "Attitude and behavior change of correctional clientele a three year follow-up." *Criminology*, 22 (4), 595-618.
- Yuen, F., Arai, S., & Fortune, D. (2012). "Community (dis)connection through leisure for women in prison." *Leisure Sciences*, 34, 281-297.

Zamble, E., & Quinsey, V. L. (1997). *The criminal recidivism process*. London, Cambridge University Press.

注

- (1) 第一次計画の重点課題であった「地方公共団体との連携強化等」は、第二次計画では「地域による包摂の推進」と変更されている。同様に、第一次計画の「関係機関の人的・物的体制の整備等」は、再犯防止に向けた基盤の整備等」に変更されている。
- (2) 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- (3) 学生は除く。
- (4) 学生は除く。
- (5) 平成11年度版犯罪白書における「犯罪被害者と刑事司法」のなかで、被害額・被害回復状況と処分内容の関係の調査結果が示されている。
- (6) 今回受刑することとなった事件以前に、警察等に発覚したかどうかにかかわらず、見つければ逮捕されるような罪を犯した経験の有無について尋ねたところ、「ない」と回答した者の割合は、初入者で17.5% (76人) であった。つまり、以下の初入者は見つければ逮捕されるような罪を犯した経験があると回答した初入者である。
- (7) 以下のNettverk etter soningの活動内容は、Nettverk etter soning i Osloのホームページ及びVista Analyse (2014) に拠る。